

④ウエルスマネジメント(株)と北野建設(株)の4社であった。
(3)審査委員会設置から決定「委員長野村町長」(平成19年1月〜平成19年2月)

町は、応募事業者4社から2社「②の①②」に絞り、2社の説明を行い、カスミは大型SCであるため不採択とし、テナント棟にSCの含まない事業計画であったウエルシア関東を全会一致で採択した。

(4)財産処分議案を町議会で議決(平成19年3月)

(5)ウエルシア関東説明会(平成19年5月)

テナントにカスミが記入されているので、プロポーザル契約に違反しているとして流会となる。

(6)4回にわたる定例議会における一般質問(平成19年6月〜平成20年3月)

町長及び古谷副町長は、ウエルシアとの売買契約書は、検討委員会とプロポーザル募集要項に基づくもので変更できない。二度とカスミの話は出ないと確信していると反復継続的に答弁している。

(7)議会集中審議と決議書提出(平成19年9月)

定例会中J.T跡地問題の集中審議を行い、町長より「検討委員会答申にプロポーザル募集により大型SCは要らない。」との条項がある旨の確信答弁があった。又古谷副町長も「ウエルシアにプロポーザルに違反しないよう強く話してあるので今後カスミの件はないものと確信している。」と述べている。これを受け議会側もプロポーザル契約遵守の決議

をした。
(8)ウエルシア関東と茨城トヨタの説明会(平成20年2月)

ウエルシア関東社長は「スーパーマーケット、特にカスミは駄目だと町長さんからお話がありました。スーパーマーケットが町に沢山増えることは、私としては非常に賛同できない。」と証言。

ファミリープラザさんには気の毒であると思うがとしながら、プロポーザルに違反してカスミ出店を正式に提案してきたので、町及び議会は翌3月13日までに回答することにした。

(9)境町長名でウエルシアへ要請書を送付(平成20年3月) 3月12日町長は町議会と協議の結果、プロポーザルの基本方針と趣旨を理解され、J.T跡地有効利用募集要項に沿った事業実施を求める。

(10)議会議長宛に報告書送付(平成20年5月)

町長は、5月7日付けで議長宛に、ウエルシアの事業計画を容認する報告書を送付してきたが、議会は再議決が必要であると受け取りを拒否した。

(11)行政報告で容認(平成20年6月)

6月4日の定例議会にて町長は行政報告を行い、ウエルシアの事業計画変更であるカスミ出店を容認する。

◎百条委員会の論旨と執行部の主張と争点

(1)新たな議決の必要性

町長及び副町長が検討委員会の答申により、本年3月12日ウエルシア

に送付した要請書までの一連の言動は反復継続してプロポーザルの基本方針を堅持していた。それは、3月12日付けでウエルシアに送付した公文書中に町と町議会との協議の結果として、当初町が実施したプロポーザルの尊重を求める要請をしている。そのため、プロポーザルの変更は、新たな議決が必要となる。

(2)議会の議決に基づくものを誠実に執行する町の義務

19年3月6日の財産処分の議決は町が提案した議案であり、実行可能な点は一つ含まれていない。従って、町長には、自らの判断で責任をもって誠実に執行する義務がある。しかし、その義務責任を放棄し、プロポーザルの変更(カスミ出店)を議会への報告書一枚で処理しようとし、再議決の必要はなく町長の裁量権の範囲であると主張している。

(3)虚偽の説明による譲渡の違法性

財産処分議案の説明で総務部長は契約書を参考資料として配付し、「この契約はプロポーザルの契約あり、重要事項として用途指定と町との共同作業で実施」と説明したことは虚偽の説明といえる。

(4)町長の裁量権

町は、カスミの出店は町長の裁量権の許容範囲であると主張しているが、ウエルシアとの売買契約は単なる売買契約でなく、町の権利とウエルシアの義務が今も継続して包含しているプロポーザル契約であり、契約の変更は、町長の裁量権は及ばない議決事項であり、カスミ出店の容

認は、議決権の侵害であると同時に、義務違反となり違法行為であると考えられる。

(5)「信義誠実の原則」の問題

町長は、ウエルシアとの売買契約について、19年3月、同年9月の定例議会において、「ウエルシアとの契約は、信頼関係で10年間は守って戴く。」と答弁していることは、不動産取引には、欠くことのできない「信義誠実の原則」を契約書には記載していても充分尊重していると考えられる。しかし、町長は「ウエルシアとの契約内容変更は、当事者間なので信義則違反ではない。」と述べているが、売買した物件は公有財産であり、町長はその管理者であつて当事者ではなく、プロポーザルの内容変更は、町長裁量権は及ばず議会の議決がない現状では、内容の変更は「信義誠実の原則」に抵触するおそれが極めて高いと思われる。

「さかいまち議会だより」が一新しました

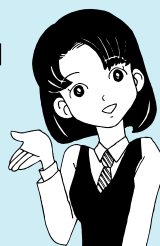
行政改革の一環として経費削減を図る観点から議会広報誌の編集発行については、第130号(平成17年4月発行)より、広報さかいと併せて、内容等も要約して発行して参りましたが、議会と行政の役割、議会広報の機能を全うし兼ねるとの判断から、8月(第143号)より「さかいまち議会だより」は紙面を拡大して、単独発行することになりました。議会運営・町政事情等についてよ

ホームページで一般質問の会議録が見られます

議会では、広報活動の一環として定例会の一般質問の全文を議会ホームページに掲載しております。境町議会ホームページ上、「一般質問会議録」を開いていただくと質問者毎に全文を見ることができます。

なお、会議録を調製するのに時間を要しますので、今定例会については9月頃になりますのでご理解をお願いいたします。

ホームページアドレス
<http://www.town.sakai.ibaraki.jp>



広報編集委員会
委員長 齊藤 哲生
副委員長 中久喜久雄
委員 関 稔
委員 須藤 信吉
委員 倉持 功

り多くの皆様に分かりやすく、充実した、親しみやすい議会広報に努めて参りますので、今後とも「さかいまち議会だより」を宜しくお願いいたします。